

【その他】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	A'				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	生食用鮮魚介類等の製造・加工時に亜塩素酸水、亜塩素酸ナトリウム及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めること
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月8日付け厚生労働省発食安0308第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品の加工基準並びに「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	食品、添加物等の規格基準の改正により、 ① 「生食用鮮魚介類」、「生食用かき」及び「冷凍食品」の加工に当たり、使用が禁止されている化学的合成品たる添加物の例外として、「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」を追加すること ② 容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の製造に当たり、保存料又は殺菌料としての使用が禁止されている化学的合成品たる添加物の例外として、「亜塩素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」及び「水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸」を追加すること については、改正後の規格基準においても、これらの添加物の最終食品の完成前に分解、中和又は除去しなければならないとされており、これらの添加物の分解又は中和により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、これらの添加物を改正後の規格基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると認められる。 (平成25年3月18日府食第213号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年5月8日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議 平成25年5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に報告 平成25年7月23日から、次亜塩素酸水及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸についてパブリックコメントを実施、パブリックコメントに寄せられた意見に対し、必要なデータを収集。 平成26年1月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会でパブリックコメントに寄せられた意見について審議。 平成26年3月25日 同審議会から厚生労働大臣へ答申・平成26年4月24日 公布 亜塩素酸水及び亜塩素酸ナトリウムについては、食品添加物の使用基準について検討が必要になったことから、必要な資料を収集中。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) ・食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成26年4月24日厚生労働省告示第225号）を公布、平成26年4月24日より適用。

	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、以下の趣旨の規格基準を設定。 ○生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る。以下「生食用鮮魚介類等」という。）の加工基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え、次亜塩素酸水及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認めることとしたこと。 ○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準において、次亜塩素酸ナトリウムに加え次亜塩素酸水の使用を認めることとしたこと。 <p>【リスク評価結果との関係】</p>
<p>施策の実効性確保措置</p>	<p>告示の公布に合わせ自治体等に施行通知を發出し周知・指導を依頼するとともに、関係業界団体や関係府省等に上記について連絡した。</p>
<p>その他特記事項</p>	

【その他】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成27年9月末
平成23年度下期	G	G	G	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	食品に含まれるトランス脂肪酸
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	食品安全委員会自らが行った食品健康影響評価
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	—
評価要請の根拠規定	—
評価目的	食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>食品安全委員会において、自らの判断で行う食品健康影響評価として、食品に含まれるトランス脂肪酸に係る食品健康影響評価を行った。評価に用いた資料は、ヒトにおける疫学調査結果、食品中のトランス脂肪酸含有量調査結果、トランス脂肪酸摂取量推計等である。</p> <p>トランス脂肪酸には多くの種類が存在し、個々のトランス脂肪酸について食品健康影響評価を行うには知見が足りないため、トランス脂肪酸全体として評価を行った。</p> <p>平均的な日本人より多いトランス脂肪酸摂取量を基にした諸外国における研究結果によれば、トランス脂肪酸の摂取により、冠動脈疾患の発症については増加する可能性が高いと考えられた。また、肥満、アレルギー性疾患についても関連が認められたが、その他の疾患については、その関連を結論できなかった。更に、妊産婦、胎児等に対しては健康への影響が考えられた。しかしながら、現時点の平均的な日本人の摂取量において、これらの疾病罹患リスク等と関連があるかは明らかでない。</p> <p>トランス脂肪酸の摂取量について、日本人の大多数がWHOの勧告（目標）基準であるエネルギー比の1%未満であり、また、健康への影響を評価できるレベルを下回っていることから、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる。しかしながら、脂質に偏った食事をしている個人においては、トランス脂肪酸摂取量のエネルギー比が1%を超えていることがあると考えられるため、留意する必要がある。</p> <p>トランス脂肪酸はヒトに不可欠なものではないことから、できるだけ摂取を少なくすることが望まれる。しかし、脂質は重要な栄養素であることから、脂質全体の摂取バランスにも配慮した、栄養バランスのよい食事を心がけることが必要と考える。</p> <p>食品中のトランス脂肪酸含有量については、全体として近年減少傾向にあるが、一部製品においては10%を超える製品もあることから、食品事業者においては、引き続き食品中のトランス脂肪酸含有量の低減に努める必要があると考える。</p> <p>リスク管理機関においては、今後とも日本人のトランス脂肪酸の摂取量について注視するとともに、引き続き疾病罹患リスク等に係る知見を収集し、適切な情報を提供することが必要である。</p>

	<p>なお、食品中のトランス脂肪酸低減に伴い、含有量の増加傾向が認められた飽和脂肪酸については、「日本人の食事摂取基準（2010年版）」での目標量の上限を超える性・年齢階級があることから、今後とも留意が必要である。</p> <p>（平成24年3月8日府食第252号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>トランス脂肪酸の摂取については、平成26年3月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準（2015年版）」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	